新潟県報道資料

新潟県

令和８年 11 月 20 日
環境局環境対策課
福祉保健部生活衛生課

五泉市太田地内における鉛等による土壌汚染について

五泉市太田地内において、事業者が実施した土壌調査の結果、鉛及び砒素が土壌溶出量基準値を超えて検出された旨、本日、新発田地域振興局（環境センター）に報告がありました。

調査結果の概要及び県の対応は次のとおりです。

１　概要

(1) 調 査 地 点：五泉市太田地内
(2) 試料採取日：令和８年 10 月 14 日～16 日
(3) 検 出 状 況：

○　土壌溶出量

有害物質の種類	調査結果	基準値
鉛及びその化合物	0.014～0.024 mg/L	0.01 mg/L 以下
砒素及びその化合物	0.011～0.012 mg/L	0.01 mg/L 以下

２　県の対応

・周辺の飲用井戸の所有者に対して、五泉市を通じ飲用抑制を周知済みです。
・その他の水道水源、営業用井戸及び農業用井戸がないことを確認しました。
・周辺の井戸の設置状況を確認の上、地下水調査を実施し、周辺の汚染状況を確認します。

(参考)
○ 鉛
１　健康への影響
疲労、頭痛、関節痛、胃腸障害、中枢神経障害、末梢神経障害を及ぼすといわれている。
２　用途
鉛蓄電池、ハンダ、合金原料、電線被覆、顔料、銃弾、プラスチック安定化剤等に使用

○ 砒素
１　健康への影響
皮膚炎、末梢神経障害、腎障害を及ぼすといわれている。また、発がん性のある物質といわれている。
２　用途
トランジスタ、半導体、ガラス、顔料、木材の防腐剤等に使用

本件についてのお問い合わせ先
環境対策課水環境係　〔担当〕遠藤
（直通）025-280-5157（内線）2716
生活衛生課営業・水道係〔担当〕渡辺
（直通）025-280-5208（内線）2677